

第8期佐賀中部広域連合
介護保険事業計画

令和5年度
地域密着型サービス
設置希望者公募要領

令和5年5月
佐賀中部広域連合

1 公募の趣旨

佐賀中部広域連合では、「第8期佐賀中部広域連合介護保険事業計画」において基盤整備の方針を定め、地域密着型サービスを計画的に設置することとしています。

今回の公募は、その方針に基づいて、第8期（令和3年度～令和5年度）における地域密着型サービスの設置候補者を選定するために実施するものです。

2 公募する地域密着型サービス(※1)

	地域密着型サービスの種類	整備数	対象とする日常生活圏域
①	小規模多機能型居宅介護	2(※2)	全圏域
②	看護小規模多機能型居宅介護	1(※2)	全圏域
③	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	必要数	全圏域
④	認知症対応型通所介護（共用型を除く）	必要数	全圏域

(※1) 地域密着型サービス及び日常生活圏域については【別紙】をご覧ください。

(※2) ①、②の整備数については、あくまで見込みですので、選定の結果によって変動します。

3 応募手続

(1) 応募受付期限

令和5年6月30日（金）17時

(2) 応募方法

事前に電話で日時を予約した上で、提出書類を提出先に直接お持ちください。

(3) 提出先

佐賀市白山二丁目1番12号（佐賀商工ビル5階）

佐賀中部広域連合 給付課 指導係 Tel 0952-40-1131

(4) 提出書類

① 地域密着型サービス等設置候補者選定申請書（様式第1号）

② 事業計画書

③ その他添付資料（「事業計画書（別紙）」及び「提出書類一覧表」参照）

※ 複数の地域密着型サービスを希望する場合は、事業所単位、サービス単位で、それぞれ提出してください。なお、本要領に定めるもののほか、必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります。

(5) 提出部数

正本 1部、 副本 7部

※ 本広域連合窓口で事前に提出書類の確認を受けた後に、副本を作成していただきますようお願いいたします。なお、書類の作成その他応募に必要な費用は、事業者の負担とします（受理した書類は、理由の如何に関わらず返却しません）。

(6) 注意点

- ・提出書類が整っていない場合は受付ができませんので、必ず本要領を確認の上、ご提出ください。また、応募締め切り後の事業者の都合による提出書類の修正・追加は、公平性の観点から不可としますので、十分に精査の上、余裕をもって提出してください。
- ・提出書類に虚偽の内容や重大な不備がある場合は、応募は無効となります。

4 応募要件

応募しようとする設置希望者（運営法人）は、次の要件を満たしている必要があります。

- (1) 「介護保険法」「同法施行規則」、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」、「佐賀中部広域連合指定地域密着型サービス等の事業者の指定及び事業に関する基準を定める条例」等の介護保険関係法令に適合していること。
- (2) 都市計画法、建築基準法、消防法等の関係法令等に適合した事業計画とすること。
- (3) 設置予定地の土地及び設備の確保や地域住民との間に問題等がなく、設置希望の計画が確実に実現可能なものであること。
- (4) 原則として、第8期事業計画期間内（令和6年3月末）の整備を目標としますが、遅くとも令和7年度には指定が受けられるように計画すること。

5 設置候補者の選定

(1) 選定方法

設置候補者の選定については、応募のあった設置希望者の中から、理念、制度に関する知識、高齢者ケアの技術、事業運営の確実性等が高い事業者を、書類審査及びプレゼンテーションを実施の上、地域密着型サービス等運営委員会の意見を聴いて決定します。

(2) 設置候補者選定のスケジュール（予定）

7月上旬 書類審査等

7月中～下旬 地域密着型サービス等運営委員会 → 設置候補者決定

※ 委員会開催時に、設置希望者によるプレゼンテーションを行います。

(3) 結果通知

選定結果は、応募したすべての事業者に文書により通知します。

また、選定された事業者については、佐賀中部広域連合ホームページで公表します。

(4) 注意事項

- ・設置候補者として選定された場合であっても、介護保険法に基づく指定が確定したものではありません。指定申請の際に、指定基準や関連法令に適合していない場合は、指定することができません。
- ・当初の計画から大幅な変更が生じたことにより事業を開始することが困難と見込まれる場合や、本要領に反する事実が判明した場合には、選定を取り消すことがあります。

6 施設整備費等に対する補助金

施設整備及び開設準備に係る補助金を活用される場合は、開設予定の市町の高齢福祉担当課へご相談ください。

- ※ 別添の「佐賀県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）補助金交付要綱」をご確認ください。なお、当該要綱は現行のものであり、補助対象年度に改正等が行われることがありますのでご了承ください。
- ※ 補助金を活用される場合は、補助金の申請・交付時期等を考慮のうえ、事業開始時期等を計画してください。

7 問い合わせ先

佐賀市白山二丁目1番12号（佐賀商工ビル5階）

佐賀中部広域連合 給付課 指導係

TEL0952-40-1131 Fax0952-40-1165

E-mail : rengo@chubu.saga.saga.jp

◆ 地域密着型サービスについて

住み慣れた地域を離れずに利用できるなど、利用者のニーズにきめ細かく対応できるよう平成18年4月の介護保険制度の改正で創設されたサービスです。

利用者は、原則、佐賀中部広域連合管内の住民（被保険者）に限定されます。

＜地域密着型サービスの種類＞

サービス名	サービス内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期的な巡回と随時の対応による訪問等が受けられます。
小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、利用者の希望等に応じて訪問や宿泊サービスを組み合わせて、多機能な介護サービスが受けられます。
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	小規模多機能型居宅介護の通い、訪問、宿泊のサービスに、訪問看護を組み合わせたサービスが受けられます。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の高齢者が、共同生活をする住宅で、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスが受けられます。
認知症対応型通所介護	認知症の高齢者が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護を目的とするデイサービスが受けられます。

※ 上記のほか、公募の対象とはしていませんが、地域密着型通所介護（定員が18人以下の小規模なデイサービス）、夜間対応型訪問介護（24時間安心して暮らせるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行うサービス）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員29人以下の介護老人福祉施設）などの地域密着型サービスがあります。

＜地域密着型サービスの整備＞

佐賀広域連合では、地域密着型サービスを提供する単位として、23の日常生活圏域を設定し、地域のニーズに応じたバランスの取れた地域密着型サービスの整備を進めていくこととしています。

